

【建築職・設備職に資格が求められる背景とその必要性】

建築職・設備職の県職員は、営繕行政では設計・工事監理者として、建築指導行政では建築主事として職務を遂行しますが、そのためには一級建築士や建築基準適合判定資格者(以下「建適資」)等の資格が不可欠となります。また、有資格者を擁する設計事務所、建設会社、業界団体等を指導・監督する行政の立場からも資格取得が望まれます。

○求められる資格

	一級建築士	二級建築士	建適資（建築主事）	建築設備士	電気主任技術者				
行政分野	建築指導行政 営繕行政	営繕行政	建築指導行政	営繕行政	県有建築物の管理				
概要	<p>建築物の新築・増改築、大規模改修等においては、その規模・構造等に応じて、建築士である設計者・工事監理者を定めなければなりません。</p> <p>県有建築物の営繕事業は大小様々かつ膨大であり、建築職が設計・工事監理者となっています。</p> <p>また、一級建築士は建適資の受験資格になっています。</p> <p>○一級建築士でなければ設計・工事監理できない建築物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・500㎡超の学校・病院等 ・木造以外の建築物で面積300㎡、高さ13m又は軒高9mを超えるもの ・面積が1000㎡を超えかつ階数が2以上のもの 等 	<p>○二級建築士が設計・工事監理できる建築物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・左記以外のもの 	<p>特定行政庁（県知事）は「建築主事」を置き、建築物の確認検査、違反建築の是正指導・命令、定期報告（維持管理状況）の確認、確認検査を行う民間機関の指導等を実施しなければなりません。</p> <p>※建築主事：知事が発令します。本庁建築指導課と各建設事務所（いわき除く）の建適資から任命します。</p>	<p>建築士の求めにより高度化・複雑化した建築設備の設計・工事監理に関する助言を行うことができます。</p> <p>建築士が2,000㎡を超える建築物の建築設備に係る設計・工事監理を行う場合、建築設備士の意見を聞くよう努めなければなりません。</p>	<p>事業用電気工作物を設置している事業所は、電気工作物の工事、維持及び運用の保安の監督を行う電気主任技術者（第一種～第三種）を選任しなければなりません。</p> <p>○（第二・三種）電気主任技術者の選任が必要な県有施設</p> <table border="1" data-bbox="1574 842 1918 999"> <tr> <td>第二種</td> <td>県庁舎、 県立医科大学</td> </tr> <tr> <td>第三種</td> <td>福島空港、 企業局いわき事業所、 県中浄化センター</td> </tr> </table>	第二種	県庁舎、 県立医科大学	第三種	福島空港、 企業局いわき事業所、 県中浄化センター
第二種	県庁舎、 県立医科大学								
第三種	福島空港、 企業局いわき事業所、 県中浄化センター								
根拠法令	建築士法第2条第2項、第3条	建築士法第2条第3項、第3条の2	建築基準法第4条、第6条、第7条	建築士法第2条第5項、第18条第4項	電気事業法第43条				
受験資格	大学等で指定の科目を納めて卒業した者、二級建築士、建築設備士 など	大学等で指定の科目を納めて卒業した者、建築設備士、7年以上の建築の実務経験者 など	一級建築士 + 2年間の実務経験	大学等で指定の科目を納めて卒業した者、一級建築士等、建築設備に関する実務経験者 など	なし（誰でも受験可）				

○上記資格を取得するための県の支援体制

- ▶ 土木部専門研修（3日間／年）（職員及び資格学校講師による一級建築士（学科・製図）・建適資の試験対策、合格者体験談）
- ▶ 建適資試験に係る模擬試験及び解説講習（各1日／年）、自宅学習用動画の配布
- ▶ 一級建築士の資格取得（合格）者に対する経済支援（予備校等に支払った費用の1/2かつ80万円以内を補助）
- ▶ 土木部が行う各種技術研修のほか、国土交通大学校（2週間程度）での様々な研修も受講可能